

上水道訓令甲第3号

長浜水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成6年上水道訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

長浜水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成6年上水道訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第11号を次のように改める。

(11) 職員が、負傷し、もしくは疾病にかかった配偶者、父母、子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するものおよび児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童を含む。以下この号および次号において同じ。）、配偶者の父母もしくは次条第1項に規定する者の世話または中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子で同居しているものを含む。）の疾病の予防を図るためもしくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業等に伴い必要なものと企業長が定めるその子の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（中学校就学前の子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
第10条第1項第11号の次に次の1号を加える。

(11) の2 職員の子（配偶者の子を含む。）の在籍する学校等が実施する行事であって、当該子にかかるものに出席する場合 子1人につき、1の年度において2日の範囲内の期間

第10条第1項第15号中「5日」を「6日」に、同条第5項中「第3号、第4号、第8号、第11号、第12号および第22号」を「第4号」に改める。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。